

中小企業BANTO認定試験の計算用具持ち込みについて

令和3年度から計算用具（計算機能のみの電卓またはそろばん）の持ち込みを認めるように変更いたしました。

令和2年度は、計算用具がなくても問題を解くにあたり支障がございましたが、若干計算を必要とする出題もあるといったご意見を踏まえ、検討した結果、令和3年度から計算用具を持参していただくことといたしました。

これにより、計算用具の持ち込みを認めていない検定試験は「社会人常識マナー」と「文書処理（ワープロ・表計算）」だけとなります。

公益社団法人 全国経理教育協会

TEL 03-3918-6133

FAX 03-3918-6196